	行 <b>以評価</b> : 対象年度		<sup>A</sup> 成28 年度		事	<b>務事</b>	業マネージメ	ントシ	ート			作成	日	P成29 年 05	月 08 日		
事務	务事業名	指定文化財修繕支援事業							í		孝	教育委員会	文化課	文化財係			
I	女策名	B 学びと歴史・文化が豊かな心を育むまちて					)	電話番	号			0285	5-83-7731				
ħ	 拖策名	5 文化財の保護と継承						□ 実施詞	計画上の	主要事業	Ř						
887年	関連個別計画								□ 単年度のみ								
関連	10万1計画									_			-77				
法令根拠 文化財保護法、栃木県文化財保護条例、真岡市文化財保護条例、真岡市文化財					才保存事業費補助金交付要網 		事業期	間	= 1		区(開始年度 						
予算科目 1.一般会計 10.教育費 4社会教						育費 2文化財保護費				□ 期間限定複数年度 ( 年度~ 年度) 							
事	業概要	を支掠 また	€する。 ニ、事業に要する	,	補助金を差し引い		う場合、国・県が予算の										
1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標																	
①手段(主な活動)							⑤活動指標(事務事業の活動量を表す指標)の				推移   単位   25 年度(実績)   26 年度(実績)   27 年度(実績)   28 年度(実績)   29 年度(見込)						
	度実績 指定史跡専値	多寺の文	化財防災施設補助	助事業として自動!	火災報知機受信器	<b>上</b> 名称			- 1 年	11/ 25 1	干歧(夫賴)	20 年及(夫額)	27 年投(夫棋)	20 年及(夫親)	29 年度(兄込)		
交換及び避雷機設置を実施した。 (国庫補助1/2、市補助1/6 国庫補助金は国から専修寺に直接支払われる) ・市指定文化財保存修理事業として、田町彫刻屋台の彫刻を修理した。 ・文化財解説板等の修繕:石法寺のかやの案内標柱を設置した。							国庫補助金額		Ŧ	円	8,162	0	0	1,009	0		
							県費補助金額		Ŧ	Ħ	3,367	0	0	0	0		
							市費補助金額	-	Ŧ	Ħ	0	498	0	398	0		
29年	度計画					I											
	定文化財の個 化財解説板等		定はない。 を随時実施する。			 オ											
0-10 (=4 /7+10/2) = 1.7 2 (1)							6 W I	++	14.75								
②対象 (離、何を対象にしているのか) *人や自然資源等 指定文化財及びその所有者 (管理者)							⑥対象指標(対象の大きさを表す指標)の推移   名称   単位   25 年度(実績)   26 年度(実績)   27 年度(実績)   28 年度(実績)   29 年度(見込)   29 年度(見込)										
JAACA IUMIXO CVIII 行日(旨社日)							指定文化財の数		f	ŧ	227	227	228	227	227		
						. イ ウ	イ 文化財解説板等設置及び修復館 ウ			所	0	2	0	1	1.		
							工										
③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)							オ: ⑦成果指標(対象における意図された対象の程)										
③ 息凶(この事業にようて、対象をとう変えるのか)   指定文化財を適切に保存管理し公開することで次の世代に引き継ぐ。							名称	<b>四尺11/2</b> 列3			丰度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29年度(見込)		
							補助金により修復された文化	材の数	f	ŧ	5	1	0	2	0		
							ウ					<del> </del>					
							エ					[]					
④ 結果(どんな結果(上位施策)に結びつけるのか)							オ :   ⑧上位成果指標 (結果の達成度を表す指標)の										
郷土の歴史や文化について理解を深め、市民文化の向上に資する。							名称	及で収り旧		位 25 至	丰度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29年度(見込)		
							地域の歴史や文化財に関心を				69.2	69.7	68.2	68.0	68.0		
							イ 文化財を大切にしたいと感じている市民の割合 ウ			6	92.0	92.8	91.2	93.1	93.1		
(2) 総事業費の推移 単位 25年度(実)						<b>†</b>				( 1 1 1 1 )			1				
(2) 1	心事表質の	事位         単位         25 年度(実)           国庫支出金         千円				績) 26年度(実績)			27 年度	年度(実績)		28 年度(実績)		29 年度(見込)			
	事財		県支出金	神			0	0			0		0	0			
±Ω	事業費	地方債					0	0			0		0		0		
投 入 量			その他 一般財源	千円 千円		5,2	0	0 854		0			0 589		0 450		
=		事業費	事業費計 (A) 千円 正規職員従事人数 人			5,206		854		0		589		450			
	싰						11				1	2			1		
	件 世		延べ業務時間     時間       人件費計(B)     千円			200 813		120 507		100 419		300 1,246		100 415			
		トータルコスト(A)+(B) 千円					6,019			419		1,835		865			
(3) 事務事業の環境変化・市民意見等																	
①この事務事業を開始したきっかけは何か?いつごろどんな経緯で開始されたのか。 文化財保護法等の規定により、指定文化財を適切に保存管理するために要する経費の一部を国庫・県費・市費により予算の範囲内で負担する事業について、所有者(管理者)への指導助言や補助金交付の事務手続きを支援する。文化財解説板等については、地域の歴史や文化への理解を深めるとともに来訪者の利便を高めるため設置している。 関始されたのか。											こついて、指定	文化財の					
②事	 務事業を取	り巻く	平成 2 1 年 に	 こ二宮町と合併し、	指定文化財が増加	加しただ	- こめ、計画的な修繕が必要	要である。									
状況(対象者や根拠法																	
	はどう変か、開始時																
いは	5 年前と比	べてど															
う変わ	<b>りったのか?</b>	•															

③この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等) からどんな意見や要望が寄せられているか?

所有者等からは、補助金の増額や事務手続きの簡略化を求める要望がある。

## 1 次評価の部 \*原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価 ①政策体系との整合性 □ 結びついている □ 見直し余地がある ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか? 文化財の保護継承は市の施策である。 ・意図することが結果(上位施策)に結びついているか? 目的妥当性評価 ■ 妥当である ②公共関与の妥当性 ■ 見直し余地がある ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか? 指定文化財を保存管理し公開することは、郷土の歴史や文化を理解するため有効である。 ・税金を投入して達成する目的か? ③対象と意図の妥当性 □ 適切である □ 対象を見直す必要がある ■ 意図を見直す必要がある 対象を限定・追加すべきか? \_\_\_\_\_ 指定文化財所有者(管理者)の保存管理に対する負担軽減を図り、市民に公開するもので適切である。 ・意図を限定・拡充すべきか? ④成果の向上余地 □ 向上余地はない □ 向上余地がある ・成果を向上させる余地はあるか? 指定文化財を保存管理し公開する事業に対し、所有者(管理者)への指導助言や事務手続きを支援するものである ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか? ・何が原因で成果向上が期待できないのか? ⑤廃止・休止の成果への影響 □ 影響がある ■ 影響がない ・ 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は? 指定文化財の適切な保存管理や事務手続きを所有者(管理者)のみで行うことは困難である。 有効性評 ⑥類似事業との統合や連携の可能性 ■ 類似事業がある(類似の事務事業名を記載) ■ 類似事業はない ・他に、類似の形態の事務事業はないか? 他に類似の事業はない。 □ 他の事業と統合・連携ができる □ 他の事業と統合・連携できない ・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図る ことができるか? ⑦事業費の削減余地 □ 削減余地がない □ 削減余地がある ・成果を下げずに事業費を削減できないか? ■国及び県費補助事業の文化財修復等に対し、500万円を上限に市費補助金を交付するもので削減の余地はない。 解説板等の設置については最小限の費用である。 (仕様や工法の適正化、住民の協力など) 効率性評価 □ 削減余地がない □ 削減余地がある 指導助言や事務支援、解説板等の設置に要する最小限の業務である。 ⑧人件費(延べ業務時間)の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか? ・成果を下げずにより正社員以外の職員や委託でできないか (アウトソーシングなど) 9 受益機会・費用負担の適正化余地 □ 公正・公平である □ 見直し余地がある 公平性評価 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか? 指定文化財の保存管理のみでなく、広く市民に公開し有効活用するものである。 ・受益者負担が公正・公平になっているか? 3. 改革・改善方向の部 (1) 改革の方向性(改革案・実行計画) (3) 改革・改善による期待成果 □ 廃止 □ 見直し(□:目的妥当性 □:有効性 □:効率性 □:公平性) □ 統合 □ 継続 維持 増加 削減 向上 成果 維持 (2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か?それをどう克服していくか? 低下 4. 事務事業の2次評価結果(事業の総括と事業の方向性) (1) 1次評価結果の客観性と出来具合 □ 記述説明不足(説明責任不充分) □ 評価内容が客観性を欠く □ 評価内容は客観的と言える (2) 2 次評価者としての評価結果 (5) 改革・改善による期待成果 ①目的妥当性 🗌 適切 🔲 見直し余地あり ②有効性 🗌 適切 🗌 見直し余地あり □ 適切 □ 見直し余地あり ④公平性 □ 適切 □ 見直し余地あり コスト 維持 増加 削減 (3) 2次評価者として判断した今後の事業の方向性 (4) その他 2 次評価会議で指摘された事項 向上 □ 廃止 □ 休止 □ 目的絞込み □ 目的拡充 成果 維持 □ 事業統廃合 □ 事業のやり方改善 低下 □ 予算削減 □ 予算増大 □ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)